

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 生産振興部 水産課

法令名	漁船法	法令の番号	昭和25年法律第178号						
許認可等の種類	漁船の登録	根拠条項	第10条						
審査基準	<p>都道府県知事は下記の各号の一に該当する場合を除き、登録をする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 漁船の建造、改造、転用及び計画変更の許可を受けなければならない場合、その許可がないとき、又は許可の要件に違反しているとき。 2. その申請に係る動力漁船の従事する漁業が起業の認可を要する場合又は漁業の許可を要する場合、その漁業につき起業の認可がないとき又はその漁業につき許可の見込みがないとき。 3. その申請に係る漁船が工事完成後の認定（総トン数5トン以上の漁船）を要する場合、その認定がないとき。 4. その申請に係る漁船が、老朽、破損等のため漁船として使用できなくなったと認められ登録の取消しを受けたものであるとき。 5. その申請に係る事項が虚偽であるとき。 								
	受付機関	水産課	処理機関	水産課	交付機関	水産課	標準処理期間	14日	目次NO
						標準経由時間	—		